

# 長柄町移住・定住ガイドブック作成業務委託 仕様書

## 1 事業名

長柄町移住・定住ガイドブック作成業務委託

## 2 業務目的

本町は、年々人口減少の一途をたどっており、少子高齢化が深刻化しており、生産年齢人口の減少、地域経済の縮小等、様々な影響を及ぼすと考えられる。

そうした現状に対して、移住・定住を推進することにより、発展及び活力ある地域社会を形成する地方創生の観点から、首都圏の移住希望者を中心として様々な角度からアプローチを行い、交流人口から関係人口、ひいては移住定住人口の増加に資することを目的とする。

デザイン性の高いガイドブックを制作することにより、本町の魅力を効果的に発信し、更なる移住促進を図る。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日までとする。

## 4 委託料上限額

3,000,000円

## 5 委託業務の内容

長柄町移住・定住ガイドブック（以下「ガイドブック」）の企画、デザイン、取材、インタビュー対象者・取材先等の選定・日程調整、写真撮影、原稿データの作成、編集、校正、印刷等のガイドブック及び電子版製作に係る全ての業務を委託する。

なお、委託業務は以下の事業詳細等を踏まえて実施するものとする。

### 【事業詳細】

(1)	<u>コンセプト</u> 手に取ってもらえるよう、デザイン性・インパクトを重視し、他自治体と差別化を図ること。また、デジタルコンテンツと融合させるなど、紙面上だけでは伝えきれない本町の魅力を効果的に発信すること。
(2)	<u>ターゲット層</u> 本町の空き家バンク利用登録者や移住相談者は、幅広い年齢層であることから、世代を問わず移住検討者をターゲットとして捉え、本町の魅力を分かりやすく伝えることができるタイトル・デザイン・内容とする。
(3)	<u>情報媒体との連携</u> 本町の移住関連ホームページとの連携を考慮したものとする。

(4)	<p><u>情報収集</u></p> <p>ガイドブックに掲載する施設及び移住者等への取材及び調整等については原則として受託者が行うこととし、町は適宜協力するものとする。業務に必要な資料の収集や写真等の撮影は受託者が行うものとし、町は既存資料や写真の提供など受託者の業務の遂行に適宜協力するものとする。</p>
(5)	<p><u>ガイドブックの内容</u></p> <p>以下の項目を含むこととし、最終的な構成内容については、町と協議の上決定するものとする。</p> <p>① 本町の基本情報、マップ  地図、イラスト、写真、数値やデータ等を積極的に入れる。(町の特筆すべき特徴や、エリアごとの情報を加える。)</p> <p>② 本町の魅力  カテゴリー別にまとめ、写真やイラストを中心として紹介する。  カテゴリー：「自然の豊かさ」「歴史・文化の豊かさ」「観光」「食」「特産品」「子育て」「教育」「遊び」「仕事」  町長へのインタビューを実施し、内容に加える。</p> <p>③ 先輩移住者へのインタビューによる暮らし・仕事の紹介</p> <p>④ 「ながら移住定住ブース I LOVE NagaLIFE」移住定住相談窓口の紹介</p> <p>⑤ 移住までのステップ（お試し居住の紹介等）</p> <p>⑥ 起業支援・地域おこし協力隊の紹介</p>

## 6 ガイドブックの仕様

- 規 格 : 21cm×21cm (正方形)
- ページ数 : 両面刷り・24ページ以上
- ページ構成 : コンセプト等に基づき製作(内容は町と協議の上決定)
- 色 数 : 4色印刷 (フルカラー)
- 製 本 : 無線綴じ (右綴じ)

## 7 提出書類・成果物・納期限・納品場所

### (1) 提出書類

下記書類を任意様式にて提出すること。

- ① 着手時
- ・業務着手届
  - ・業務主任担当者届
  - ・業務計画表
- ② 完了時
- ・業務完了届

- ・業務報告書
- ・成果物
- ・打合せ記録一式

(2) 成果物

- ① ガイドブック 3, 000部
- ② ガイドブック電子版データ (PDF)
- ③ 当該業務において使用した画像データ等の素材 (データをUSBメモリ等の媒体に保存して納品)

(3) 納期限

令和7年1月頃 ※詳細は協議の上決定する。

(4) 納品場所

長柄町役場 企画財政課

## 8 その他

(1) 権利の帰属について

- ① 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。掲載する写真、イラスト、掲載文言についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。
- ② 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て町に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、町が成果物以外に使用する際には、町と受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- ③ 本件に使用する写真、映像、イラスト等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ④ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- ⑤ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

(2) その他

- ① この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は町と受託者が協議して決定するものとする。
- ② 町は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除等ができるものとする。